

令和7年度
藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金
申請の手引き

補助金の申請等をする際には、この手引きを必ずご確認の上、申請してください。

ご不明な点がある場合には、メールにてお問い合わせください。

<問い合わせ先>

藤沢市 介護保険課 企画・事業所担当

e-mail: fjl^{イチ}-kaigo-j@city.fujisawa.^{エル}lg.jp

※メールのタイトルに「【外国人介護職員受入補助金】」と明記し、質問内容を本文に記載してください。

2025年（令和7年）4月作成

目次

1	事業の概要	3
2	補助対象者	3
3	補助対象となる外国人介護職員	3
4	補助対象事業及び補助対象経費等	4
5	申請方法	7
6	変更交付申請	8
7	実績報告等	8
8	補助金の申請から交付までの流れ	9
9	よくある質問	10
10	藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付要綱 ..	14

1 事業の概要

藤沢市では、広く介護人材の確保につなげる取組のひとつとして、外国人介護職員を新たに受け入れる藤沢市内の介護サービス事業所に対し、経費の一部を助成します。

2 補助対象者

市内で次の介護サービス事業を運営する法人

サービスの種別	事業所の種別
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
指定居宅サービス	特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション
指定介護予防サービス	介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防通所リハビリテーション
指定地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

3 補助対象となる外国人介護職員

次のいずれかの在留資格により滞在する外国籍の者であって、補助対象者が直接雇用し、2に掲げる種別の介護サービス事業所において介護職員として勤務している者又は勤務を予定している者（以下「外国人介護職員」という。）

【在留資格】

- ・ 留学（介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設又は日本語学校に在籍している者）
- ・ 技能実習
- ・ 特定技能
- ・ 特定活動（経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者）
- ・ 特定活動（4か月・就労可）

4 補助対象事業及び補助対象経費等

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までに実施する、次の表の「補助対象事業」について、それぞれ「補助対象経費」欄に定める経費を助成します。

注意事項	
○ 必ず事業着手前に交付申請書等を提出してください。 ○ 補助対象経費の支払いは、補助金交付決定後に行ってください。 ○ <u>2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで</u>に支払いを行った経費が補助対象です。 ○ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除きます。 ○ 外国人介護職員が負担する経費（給与等からの天引きを含む。）は対象外です。 ○ 補助金の交付は、外国人介護職員1人につき1回限りです。	

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助対象期間
居住費 <u>※P5 参照</u>	外国人介護職員の居住費（共益費含む。）として、受入事業所が負担した経費 ※ただし、外国人介護職員が負担する額は除く。（受入事業所が負担した経費から外国人介護職員が負担した額を控除した経費が補助対象） <u>※外国人留学生については、神奈川県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助の対象となる経費</u>	1人あたり 上限月額1万円 ただし、 <u>外国人留学生については、</u> <u>補助対象経費が1人あたり月額3万円を超える部分について月額1万円を上限とする。</u>	<u>外国人介護職員を雇用した日から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで</u>
生活必需品費 <u>※P6 参照</u>	外国人介護職員を新たに受け入れるにあたって必要な費用として、受入事業所が負担した経費（消耗品費、教材費、備品購入費等）であって、市長が必要と認めた経費（消費税及び地方消費税を除く。）	1人あたり 上限5万円 ※外国人介護職員 1人につき 1回限り	<u>外国人介護職員を雇用した日の属する月の前月から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで</u>

居住費 補助対象期間の考え方

外国人介護職員を雇用した日から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで
※補助対象期間には、雇用日当日を含みます。

【4/1～9/30に雇用した場合】

●例：雇用した日が4月1日の場合（月初であれば最大の6か月となります。）

		雇用した日								
～3/31	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	9/30	10/1～		
※1	← 補 助 対 象 期 間 →							※2		
	← 申 請 可 能 期 間 →									

●例：雇用した日が4月の月途中（例：4/20）の場合（初月は日割りとなります。）

		雇用した日								
～4/19	4/20	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	9/30	10/1～		
※3	← 補 助 対 象 期 間 →							※4		
	← 申 請 可 能 期 間 →									

※1～4 補助対象期間外

【10/1以降に雇用した場合】

※申請可能期間が年度跨ぎとなる場合でも、「交付申請→支払→実績報告」を同一年度内に実施する必要があるます。

※本事業が次年度も同様に実施されるかどうかについては未定であり、また実施される場合でも補助対象者、対象となる経費や補助率に変更となる可能性があります。

●例：雇用した日が10月の月途中（例：10/20）の場合（初月は日割りとなります。）

		雇用した日								
～10/19	10/20	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	3/31	4/1～		
※5	← 補 助 対 象 期 間 →							※6		
	← 申 請 可 能 期 間 →									

●例：雇用した日が11月1日の場合（補助額は申請年度に属する月の居住費のみとなります。）

雇用した日									
～10/31	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1		4/30	5/1～
※7	← 補 助 対 象 期 間 →						← 次年度の補助対象期間 →		※8
	← 申 請 可 能 期 間 →								

●例：雇用した日が3月の月途中（例：3/20）の場合（補助額は申請年度に属する月の居住費のみとなります。）

締結日									
～3/19	3/20	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	9/1～	
※9	←補助対象期間→		←次年度の補助対象期間→						※10
	←申請可能期間→								

※5～10 補助対象期間外

生活必需品 補助対象期間の考え方

外国人介護職員を雇用した日の属する月の前月から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで

【購入可能期間が年度をまたがない場合】 (5/1～10/31に雇用した場合)

●例：雇用した日が5月1日の場合

雇用した日											
～3/31	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	10/31	11/1～		
※1	← 補 助 対 象 期 間 →								※2		
	← 購 入 可 能 期 間 →										

●例：雇用した日が5月の月途中（例：5/15）の場合

雇用した日											
～3/31	4/1	5/1	5/15	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	10/31	11/1	～
※3	← 補 助 対 象 期 間 →										※4
	← 購 入 可 能 期 間 →										

※1～4 補助対象期間外

【購入可能期間が年度をまたぐ場合】 (4/1～4/30又は11/1～3/31に雇用した場合)

※購入可能期間が年度跨ぎとなる場合でも、「交付申請→購入→実績報告」を同一年度内に実施する必要があります。

※本事業が次年度も同様に実施されるかどうかについては未定であり、また実施される場合でも補助対象者、対象となる経費や補助率に変更となる可能性があります。

●例：雇用した日が4月1日の場合

雇用した日											
～2/28	3/1		4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	9/30	10/1～	
※5	←前年度の補助対象期間→		← 補 助 対 象 期 間 →							※6	
	← 購 入 可 能 期 間 →										

●例：雇用した日が12月1日の場合

雇用した日											
～10/31	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	5/31	6/1～		
※7	← 補 助 対 象 期 間 →						←次年度の補助対象期間→				※8
	← 購 入 可 能 期 間 →										

●例：雇用した日が3月の月途中（例：3/15）の場合

雇用した日											
～1/31	2/1	3/1	3/15	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	9/1～	
※9	←補助対象期間→			←次年度の補助対象期間→							※10
	←購入可能期間→										

※5～10 補助対象期間外

5 申請方法

事業着手日（※）の１０営業日前までに郵送又は持参にて介護保険課に次の必要書類を提出してください。

※事業着手日
○ 事業所又は運営法人が居住費・生活必需品費を支払う日です。
○ すでに事業着手日を過ぎている場合や、事業着手日が申請年度の４月１日より前の日となる場合は、補助対象とはなりません。

【提出書類】

- (1) 申請書（第１号様式）
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書(交付申請用)（第２号様式）
- (3) 外国人介護職員の在留資格が確認できる書類（在留カードの写し等）
- (4) 外国人介護職員との雇用関係を示す証明書等（雇用契約書等）
- (5) 【居住費のみ】家賃等の金額が確認できる書類（賃貸借契約書の写し等）、及び外国人介護職員が当該家賃等の一部を負担する場合には、申請者が負担する金額が確認できる書類
- (6) 【生活必需品のみ】品名及び金額が確認できる書類（見積書等）

注意事項
○ 必ず事業着手前に交付申請書等を提出してください。
○ 補助対象経費の支払いは、補助金交付決定後に行ってください。
○ <u>２０２５年（令和７年）４月１日から２０２６年（令和８年）３月３１日までに支払いを行った経費が補助対象です。</u>
○ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除きます。
○ 外国人介護職員が負担する経費（給与等からの天引きを含む。）は対象外です。
○ 補助金の交付は、外国人介護職員１人につき１回限りです。
○ 市の予算額に達するまでは、再度申請できます。（市の予算の上限額に達した場合は、申請受付を終了します。）
○ <u>補助対象事業の内容変更、又は金額の増額があった場合には、変更承認申請が必要となります。</u>

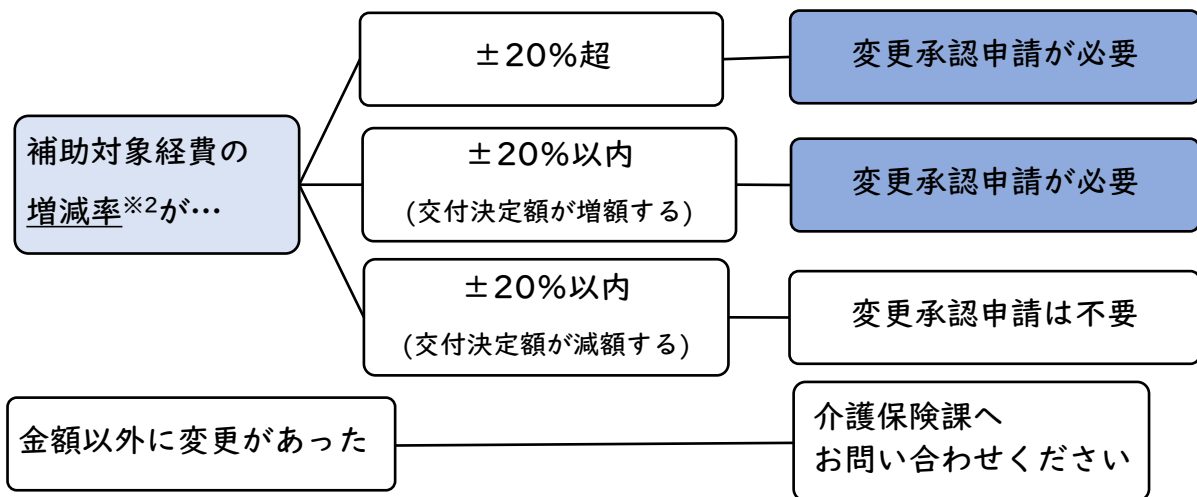
6 変更交付申請

軽微な変更^{※1}を除く、補助対象事業の内容・金額等に変更があった場合には、変更承認申請を行ってください。

【提出書類】

- (1) 藤沢市外国人介護職員受入支援事業計画変更承認申請書（第4号様式）
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書（交付申請用）（第2号様式）

変更承認申請が必要かどうかを、次のチャートに沿ってご確認ください。



※1 軽微な変更…①補助対象経費総額の20%以内の変更（交付決定額の増額を伴わないものに限る。）

②補助金交付の目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部の変更

※2 増減率 = (申請時の補助対象経費 - 変更後の補助対象経費) ÷ 申請時の補助対象経費

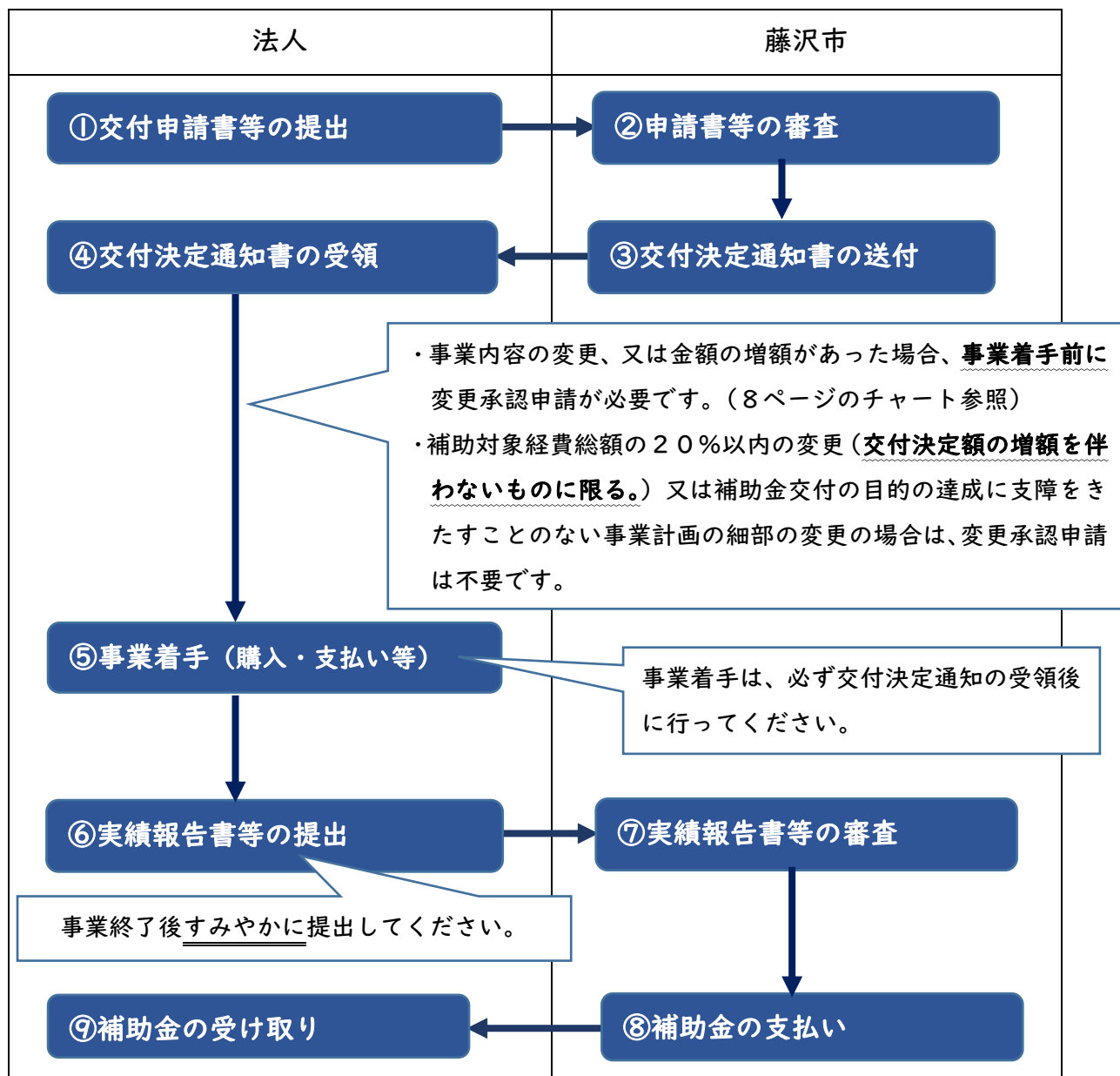
7 実績報告等

事業終了後、次の書類を介護保険課に提出してください。

【提出書類】

- (1) 完了届兼実績報告書（第6号様式）
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書(実績報告用)（第7号様式）
- (3) 生活必需品については、購入した品名及び金額が確認できる書類(請求書、購入明細書等)
- (4) 居住費及び生活必需品費を申請者が負担したことが確認できる書類（領収書の写し等）

8 補助金の申請から交付までの流れ



9 よくある質問

番号	質問	回答
(1) 補助対象事業・補助対象経費		
ア	雇用する外国人介護職員の住まいが藤沢市外ですが、申請可能ですか。	申請可能です。 就労先が藤沢市内の介護サービス事業所である必要があります。
イ	ルームシェアをしてもらう予定です。注意点等ありますか。	補助対象経費はルームシェアする人数で案分してください。 居住費 例：月7万円の家賃の場合 留学生以外の場合 $7\text{万円} \div 2\text{人 (ルームシェアする人数)}$ $= 3\text{万}5\text{千円 (補助対象経費)}$ $\rightarrow 1\text{万円 (補助金申請額)} ※\text{上限額}$ 留学生の場合 $7\text{万円} \div 2\text{人 (ルームシェアする人数)}$ $= 3\text{万}5\text{千円 (補助対象経費)}$ $\rightarrow 5\text{千円 (補助金申請額)} ※\text{控除分差し引き後}$ 生活必需品 1万円 (税抜) の炊飯器の場合 $1\text{万円} \div 2\text{人 (ルームシェアする人数)}$ $= 5\text{千円 (補助対象経費及び補助金申請額)}$ $※1\text{人1つずつ使用するもの (例：ふとん等)}$ については、人数で案分する必要はありません。
ウ	家賃の支払いが2か年度にまたぎます。どのように申請すればいいですか。	本年度分の家賃として本年度に支払いが完了した月の家賃が対象となります。 例：令和6年2月～7月分の家賃 2月～3月分→対象外 4月～7月分→令和6年度分として申請可
エ	生活必需品について、前年度中に上限額未満で申請し交付決定されました。当該年度において上限額の残額分を申請してもいいですか。	申請できません。 生活必需品の申請は外国人介護職員1人につき1回までです。

オ	生活必需品を購入ではなく、レンタルした場合、対象となりますか。	対象となります。
カ	生活必需品は新品ではなく、中古品でも対象となりますか。	対象となります。
キ	生活必需品の購入に係る「設置費用」「配送費用」は対象となりますか。	本事業の補助対象となる生活必需品を購入に伴って生じる「設置費用」「配送費用」については、補助対象となり得ます。 ただし、「設置費用」であっても、「設置場所の整備工事」や「基礎工事」などは対象外です。 また、「補助対象外の品目を併せて購入した場合の配送費用」や「代引き手数料」なども対象外です。
ク	すでに購入済の生活必需品を設置する場合にかかる「設置費用」「工事費用」は対象となりますか。	「設置費用」「工事費用」のみの場合は、対象外です。
(2) 交付申請		
ケ	交付申請書はいつまでに提出すればいいですか。	遅くとも外国人介護職員を雇用する10日前を目安に交付申請書を提出してください。市で審査後、交付決定通知書を送付しますので、交付決定通知書受領後に着手をしてください。 なお、<u>年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。</u>
コ	申請にあたり、外国人介護職員の在留資格が確認できる書類（在留カードの写し等）を現時点で用意できません。どのように対応すればいいですか。	申請時点で用意できない場合は、添付しなくても構いませんが、後日追加で提出してください。また、いつ頃提出可能かを事前にお伝えください。
サ	生活必需品費を申請するにあたり、用意する生活必需品をすべて記載する必要がありますか。	申請書に記載するものは、補助金を活用して用意する生活必需品のみで構いません。 例えば、1人に対して6万円の冷蔵庫を用意する場合は、申請上限額は5万円なので、冷蔵庫のみの記載で構いません。

シ	生活必需品費の申請にあたり、「品名及び金額が確認できる書類（見積書等）」は、当該商品について、販売業者ごとの価格が一覧となって掲載されているインターネットサイト等の画面ハードコピーでも構いませんか。	基本的には、実績報告時に提出する領収証等の発行元（購入先）と金額の整合性をとる必要があります。 したがって、今回の質問の場合は、左記のインターネットサイト等で購入先を決めた上で、購入先のインターネットサイトにおいて品名及び金額が確認できる画面ハードコピーを用意してください。
ス	インターネットサイトで購入しようとしたところ、購入先の店舗のポイントが付与されるようです。これはどのように取り扱えばよいですか。	付与される予定のポイントは、割引と同様に取り扱い、補助対象金額から控除してください。
セ	E P A 介護福祉士候補者について、「マッチングの成立したことが確認できる書類の写し」は、具体的にどのような書類を用意すればいいですか。	国際構成事業団のマッチング専用ウェブサイトにおいて、受入施設と就労希望者の双方から同意がとれていることを示す画面をハードコピーしたものを提出してください。既に雇用契約書がある場合は、当該雇用契約書の写しでも構いません。
ソ	事業着手届を提出する必要はありますか。	令和4年4月1日改正において、提出不要となりました。
(3) 交付決定後～実績報告		
タ	交付決定を受けた補助対象事業等を、都合により実施しなくなった場合（取り下げたい場合）、どのような手続きが必要ですか。	変更承認申請をしてください。実施をしないこととなった場合（取り下げたい場合）は、交付金額を0円として申請してください。
チ	どのような場合に、「変更承認申請」が必要なのかがわかりません。 ● 8ページの「変更申請が必要かどうか」のチャートをご確認ください。 ● チャートを見ても判断つかない場合や、<u>金額以外の変更</u>の場合は、お問い合わせください。	次の「軽微な変更」に該当する場合を除き、変更承認申請書の提出が必要です。 【軽微な変更】 ① <u>交付決定額の増額を伴わない、補助対象経費総額の20%以内の変更</u> ② 補助金交付の目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部 補助金の交付決定額が増額する場合には、<u>事業着手前（購入前）に変更承認申請書の提出が必要です</u>。申請に必要な書類は、「様式集」をご確認ください。

ツ	実績報告はいつまでに提出すればいいですか。	事業完了後すみやかに提出してください。
テ	居住費・生活必需品のどちらも交付申請を行ったのですが、どのタイミングで実績報告を提出すればよいですか。	申請いただいた事業の最後の支払いが終わった日からすみやかにご提出ください。 (例) 生活必需品の購入日(支払い): 7/20、居住費の対象月の最終月分支払い日(7月~1月分): 12/25 の場合 →居住費の最終支払日 12/25 以降速やかに提出してください。
ト	領収書がないのですが、どうしたらよいですか。 (例: クレジットカード、口座振込、払込取扱票等で支払った。領収書を紛失してしまった。など。)	原則として領収書の添付が必要なため、支払い先に領収書の発行を依頼してください。やむを得ず発行ができない場合は、金額・日付等が記載された、支払いの事実が証明できる書類(振込に係る利用明細書等)をご提出ください。1枚で網羅できない場合は、複数の書類を組み合わせ提出してください。
ナ	実績報告を提出してから補助金をもらえるまで、どのくらい期間を要しますか。	概ね1か月程度です。申請書類に不備があれば、さらに時間を要します。

令和2年 6月10日制定
 令和3年 4月 1日改正
 令和3年10月 1日改正
 令和4年 4月 1日改正
 令和6年 4月 1日改正
 令和7年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内の介護事業所を運営する法人に対し、外国人介護人材の雇用等が円滑に行われることを目的に、外国人介護職員の受入に要する経費の一部を、予算の範囲内において助成することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 受入事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第115条の32に定める介護サービス事業者が運営する次の表に掲げる事業所又は法115条の45第1項第1号ロに定める第1号通所事業を実施する事業所であって、市内に所在し、外国人介護職員を介護従事者として新たに雇用する事業所をいう。

サービスの種別	事業所の種別
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
指定居宅サービス	特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション
指定介護予防サービス	介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防通所リハビリテーション
指定地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

(2) 介護従事者

受入事業所において介護サービス事業に従事し、サービス利用者に対する介護

を行う者をいう。

(3) 日本語学校

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）に規定する日本語教育機関をいう。

(4) 介護福祉士養成施設

福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設をいう。

(5) 外国人介護職員

次のアからオのいずれかに該当する者をいう。

ア 外国人留学生

入管法別表第一の四の表の上欄に掲げる留学の在留資格をもって在留する者であって、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設又は日本語学校に在籍している外国籍の者をいう。

イ 外国人技能実習生

入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入事業所によって雇用される者をいう。

ウ 特定技能外国人

入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

エ 特定活動外国人

出入国在留管理庁が示す『「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について』により、特定活動（4か月・就労可）の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

オ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、受入事業所を運営する法人のうち、市長が適当と認めた者とする。ただし、補助対象者が市税を滞納している場合は、補助の対象としない。

(補助対象となる範囲並びに補助金額)

第4条 補助対象となる範囲並びに補助金額は、次の表の当該区分に該当する経費について、当該年度の4月1日から3月31日までに対象事業を実施し、支払いが完了した経費とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助対象期間
居住費	外国人介護職員の居住費（共益費含む。）として、受入事業所が負担した経費 ※外国人留学生については、神奈川県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助の対象となる経費	1人あたり上限月額1万円 ただし、外国人留学生については、補助対象経費が1人あたり月額3万円を超える場合とする。	外国人介護職員を雇用した日から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで
生活必需品費	外国人介護職員を新たに受入れるにあたって必要な費用として、受入事業所が負担した経費（消耗品費、教材費、備品購入費等）であって、市長が必要と認めた経費（消費税及び地方消費税を除く。）	1人あたり上限5万円	外国人介護職員を雇用した日の属する月の前月から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで

2 前項の規定に関わらず、外国人介護職員又は受入事業所が、国、県又は民間団体等から同様の経費について補助金等（神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金を除く。）の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、補助の対象としない。

(交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を申請しようとする受入事業所を運営する法人の代表者は、規則第3条の規定により、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）」（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長が別に定める期限までに提出しなければならない。この場合において、規則第3条第2項第2号に定める収支予算書又はこれに代わる書類は、省略できるものとする。

2 前項の申請書に添付する関係書類は次のとおりとする。

- (1) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書(交付申請用)（第2号様式）
- (2) 外国人介護職員の在留資格が確認できる書類（在留カードの写し等）
- (3) 外国人介護職員との雇用関係を示す証明書等（雇用契約書等）
- (4) 居住費については、家賃等の金額が確認できる書類（賃貸借契約書の写し等）

及び外国人介護職員が当該家賃等の一部を負担する場合には、申請者が負担する金額が確認できる書類

(5) 生活必需品については、品名及び金額が確認できる書類（見積書等）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査したうえで、交付の可否を決定し、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）」（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をした場合において、事業を適切に行わせるため、当該申請者に対し、補助金の使途についての調査若しくは必要な指示又は条件を付することができる。

（事業着手届の省略）

第7条 本補助金において、規則第5条第1項に基づく事業着手届の提出は、同項ただし書の規定により省略するものとする。

（事業の計画変更）

第8条 第6条の規定による交付の決定を受けた後、事業内容に変更があったときは、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業計画変更承認申請書（第4号様式）」に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次条に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書(交付申請用)（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（軽微な変更）

第9条 前条に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費総額の20%以内の変更（交付決定額の増額を伴わないものに限る。）

(2) 補助金交付の目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部の変更

（事業の計画変更の決定）

第10条 市長は、第8条の規定による事業の計画変更の申請があったときは、その内容を審査したうえで、承認の可否を決定し、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業計画変更承認決定通知書（第5号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(事業の完了届及び実績報告)

第11条 第6条の規定による交付の決定を受けた者は、当該年度内に事業を完了させ、事業完了後、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業完了届兼実績報告書（第6号様式）」（以下「実績報告書」という。）に關係書類を添えて、市長が別に定める期限までに提出しなければならない。この場合において、規則第8条第1項第2号に定める収支決算書又はこれに代わる書類は、同条第2項の規定により省略できるものとする。

2 前項の実績報告書に添付する關係書類は次のとおりとする。

- (1) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書(実績報告用)（第7号様式）
- (2) 生活必需品については、購入した品名及び金額が確認できる書類（請求書、購入明細書等）
- (3) 居住費及び生活必需品費を申請者が負担したことが確認できる書類（領収書の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、提出された書類の審査を行い、補助対象事業が決定内容に適合すると認めたときは、適合すると認めた補助対象経費に基づき算出した補助金額と交付決定額とを比較していずれか低い額をもって補助金の交付額を確定し、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）」（以下「額確定通知」という。）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、前条に規定する額確定通知を受領したときは、別に定める請求書を別に市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条に規定する請求書が提出された後、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付の取消及び返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業交付決定取消通知書（第9号様式）」により、交付額の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって交付を受けたと認められるとき

(2) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき

(3) その他この要綱の規定に違反したとき

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公表日から施行し、令和7年4月1日から適用する。